

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-1
処分の種類	土壌汚染状況調査の結果報告を行うべき命令及び報告の是正命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第3条第4項			
処分の概要	法第3条第1項に規定する土壌汚染状況調査の結果報告をせず又は虚偽の報告をしたとき、報告又は報告内容の是正を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・土壌汚染対策法第3条第4項 都道府県知事は、第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			